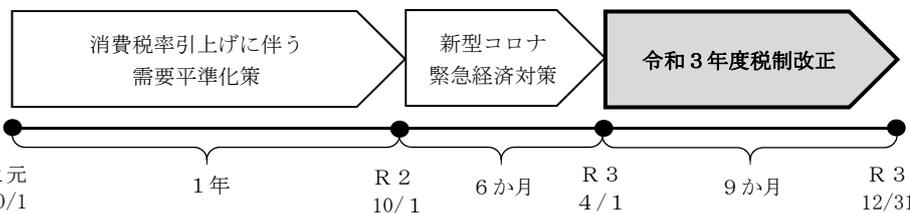


市報第 7 号 横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に成立・公布されました。法改正に伴い市税条例の改正が必要となる項目のうち、令和 3 年 4 月 1 日から適用させる必要があるものがありました。

この市税条例の改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、令和 3 年 3 月 31 日に市長において専決処分しましたので報告します。

税目・改正項目	改正の内容														
軽自動車税 環境性能割の税率区分の見直し 【環境性能割】 軽自動車の取得時に、取得価額にそれぞれの燃費基準に応じた税率を乗じた額を課税するもの 環境性能割の臨時的軽減の延長	○ 環境性能割の税率区分について、新たな燃費基準の下で見直されたことに伴い、規定を整備しました。〔市税条例第 72 条の 3〕 環境性能割の税率区分 <自家用乗用車> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020 年度 燃費基準+10%達成車</td> <td>2030 年度 燃費基準 75%達成車</td> </tr> <tr> <td>2020 年度 燃費基準達成車</td> <td>2030 年度 燃費基準 60%達成車</td> <td>1 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>上記以外</td> <td>2 %</td> </tr> </tbody> </table> 【適用】令和 3 年 4 月 1 日以後に取得した軽自動車に適用	改正前	改正後	税率	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	非課税	2020 年度 燃費基準+10%達成車	2030 年度 燃費基準 75%達成車	2020 年度 燃費基準達成車	2030 年度 燃費基準 60%達成車	1 %	上記以外	上記以外	2 %
	改正前	改正後	税率												
電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	非課税													
2020 年度 燃費基準+10%達成車	2030 年度 燃費基準 75%達成車														
2020 年度 燃費基準達成車	2030 年度 燃費基準 60%達成車	1 %													
上記以外	上記以外	2 %													
	○ 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものが対象とされたことに伴い、規定を整備しました。〔市税条例附則第 16 条の 6〕 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1 %</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2 %</td> <td>1 %</td> </tr> </tbody> </table> 【適用】令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに取得した自家用乗用車に適用 【参考】環境性能割の臨時的軽減の期間 	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1 %	非課税	2 %	1 %						
税率	臨時的軽減														
非課税	非課税														
1 %	非課税														
2 %	1 %														